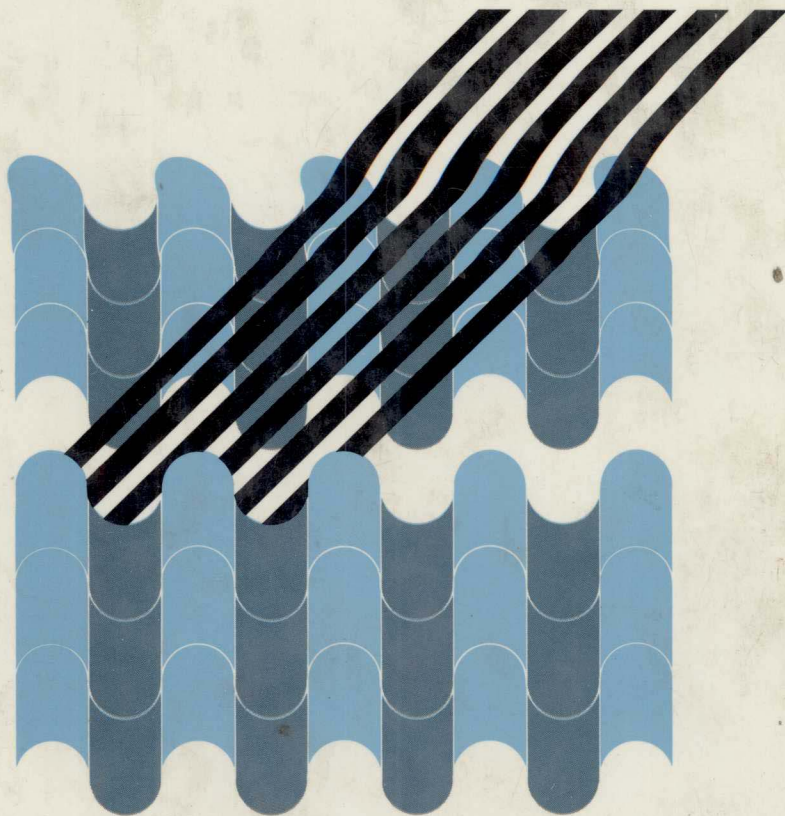


現代の經濟政策論

小川喬義・中川輝男 編
原田三喜雄・本吉敬治



新評論

現代の經濟政策論

小川喬義・中川輝男 編
原田三喜雄・本吉敬治

新評論

執筆者紹介

おがわ たかし
小川 喬 義 1924年生まれ。
1947年東京帝国大学法学部政治学科卒業。
長崎県立国際経済大学教授。

さとう まこと
佐藤 誠 1944年生まれ。
1967年九州大学大学院経済学研究科
修士課程修了。
西南女学院短期大学助教授。

なか がわ てる お
中川 輝 男 1929年生まれ。
1958年九州大学大学院経済学研究科
博士課程終了。
広島修道大学商学部教授。

はら だ とう の すけ
原田 統之介 1935年生まれ。
1963年九州大学大学院経済学研究科
博士課程修了。
九州工業大学教授。

はら だ み き お
原田三喜雄 1931年生まれ。
1958年九州大学大学院経済学研究科
博士課程修了。
西南学院大学経済学部教授，経済学博士。

ふじもと やす た
藤本 保 大 1928年生まれ。
1950年九州大学経済学部卒業。
山口大学教育学部教授，経済学博士。

もと よし けい じ
本吉 敬 治 1924年生まれ。
1947年九州大学経済部卒業。
福岡大学経済学部教授，経済学博士。

現代の経済政策論

(検印廃止)

1982年10月31日 初版第1刷発行

定価 2000円

編者代表 本 吉 敬 治

発行者 二 瓶 一 郎

発行所 株式会社 新 評 論

〒160 東京都新宿区西早稲田 3-16-28 電話東京 (202) 7391 番
振替 東京 6-113487 番

落丁，乱丁はお取替えます

印刷 凸版印刷
製本 凸版製本

© 1982年 本吉敬治

3033-330179-3177
Printed in Japan

はしがき

本書は、現代の経済政策について総論的な理解を得るために編まれたものであるが、なお西日本地域に在住する日本経済政策学会の会員を中心にして執筆されたものであることをことわっておきたい。本書刊行を契機として爾後の経済政策研究を一層緊密に協力し合つて、斯学の発展の一助になればという意図があつたからである。したがつて執筆に当つては、方法的な意志統一などはしないで、各自の専門分野で自由に稿を草してもらつた。もっと細部にわたり、広く論ずべき経済政策があることは、われわれも十分承知しているが、経済政策という極めて幅の広い学問体系を一冊の本に、かつコンパクトに収めるということは至難の技である。より一層充実したものにするのは今後の課題と思つてゐる。

それはそれとして、本書のような体裁のものに第Ⅰ部、第Ⅱ部と分けて論ずる必要は殊更なかつたかもしれないが、便宜上二部構成にした。第Ⅰ部は、現代の経済政策が、政府と経済、または市場との相関関係を抜きには語れないことであるから、そこに総論的な視点をおき論じた。産業構造と産業政策にしてもこの視点は含まれざるを得ないが、それに加え国際的視点と歴史的展望とが求められている。地域開発政策はいうまでもなく、政府または地方政府の制度づくり、立法措置を通じて施される政策であり、主要資本主義国の政策実践が興味深く展開されており、わが国の地域開発の問題点も浮き彫りにされている。第Ⅱ部は、現代の経済政策を動かす大きな力をもつ寡占（＝独占）のハイヴィアとその政策がまず論じられ、ついで現代の資本主義経済の下では、経済政策の分野というよりもむしろ社会政策的色彩が濃い位置にある農業政策を、寡占政策の対極にあるものとして収録した。つぎに西ドイツとイタリアの、いま焦眉の経済政策を論じてもらうことにしていたが、イタリアは予定された執筆者の都合で間に合わなくなつた。アメリカの農業政策にしても、イギリス、フランス、イタリアなど主要資本主義国の経済政策についてもその一

端が別の章でも論及されているので、かつて資本主義国の「優等生」であった西ドイツの経済政策をここに紹介することによって、「経済大国」にのし上ったわが国の今後の経済政策の在り方を問う他山の石になしうと思う。最終章は、わが国の経済政策を回顧することによってその意義と限界を改めて再認識させるものとなっている。

ところで本書は企画以来約一カ年余りという比較的短時間のうちに編集されたものであるが、その間、各々の執筆者は単に研究、大学での講義その他公務に多忙であっただけでなく、なかには、母上の重病の看護という困難な事態のなかで、あるいは自分の病氣治療、検査の繰り返しという闘病生活のなかで稿を進めてもらった。そのほかの人も事情は大同小異であつたようである。編者のひとりとして、特記して謝意を表するとともに、本書の活字のうらに、このような研究者としての熾烈な学問的情熱が秘められていることを、読者には感得していただきたい。

最後に、不馴れなことゆえ編集に不行届きが多々あったにもかかわらず、懇切に指導を頂き、忍耐強く刊行まで漕ぎつけて下さった新評論の二瓶一郎氏の御尽力には執筆者一同に代わり深甚の謝意を表したいと思う。

一九八二年九月二十三日

編者を代表して 本 吉 敬 治

目次

第I部 現代の経済政策（総論）

第一章 経済政策の主体・目的・手段	本吉敬治	七
-------------------	------	---

一 経済政策の主体	七
-----------	---

1 国家と経済の接点としての経済政策(七)	2 政策主体の多元化(二)
-----------------------	---------------

二 経済政策の目的・目標	一三
--------------	----

1 伝統的な目的論(二)	2 資本主義における経済政策の客観的な目的設定(七)
--------------	----------------------------

3 現代資本主義における経済政策目的の体系化とそのアウフ・ヘーベン(一〇)

三 経済政策の手段	二五
-----------	----

1 経済の計画化(三)	2 産業の国有化(三)	3 フィスカル・ポリシー(三六)
-------------	-------------	------------------

第二章 市場と計画——市場機構と政府の役割	藤本保太	四〇
-----------------------	------	----

一 経済体制と計画	四〇
-----------	----

二 安上りの政府	四一
----------	----

三 ケインズ理論とケインズの時代	四三
------------------	----

四 第二次大戦中・戦後	四三
-------------	----

五 混合経済下における役割	四四
---------------	----

六 日本の経済社会システム	四五
---------------	----

1 特徴(四五)	2 公共集団と圧力集団(四六)	3 日本経営(四七)	4 通商産業政策(四七)
----------	-----------------	------------	--------------

5 独占禁止政策(四八)	6 独占禁止政策と通商産業政策との葛藤(四九)	7 大蔵省の
--------------	-------------------------	--------

銀行行政(五〇)	8 行政指導(五一)
----------	------------

七 政府の役割と自由	五四
------------	----

第三章 産業構造と産業政策……………原田三喜雄…五六

はじめに……………五六

一 工業化社会の出現……………五七

1 イギリスの産業革命と工業化の国際的波及(五七) 2 工業化と農業の役割(五八)

3 工業化と世界資本主義体制の成立(五九)

二 経済発展と産業構造の変化……………六二

1 産業構造の高度化(六二) 2 ホフマンの法則(六四) 3 サービス経済化(六五)

4 産業発展の国際的パターン(六七)

三 産業構造の発展と産業政策……………六九

1 産業発展と産業循環の理論(六九) 2 産業政策の手段と目標(七二)

四 国際経済体制の変動と国際的産業調整……………七四

1 国際経済体制の動揺と再編(七四) 2 国際的産業調整問題(七五)

五 戦後日本の産業構造の転換と当面する課題……………七六

1 戦後の経済成長と産業構造の転換(七六) 2 新しい産業構造像を求めて(七八)

第四章 地域開発政策……………小川喬義…八四

一 地域問題と地域開発政策……………八四

二 西欧諸国の地域開発政策……………八九

1 イギリス(八九) 2 フランス(九二) 3 イタリア(九六)

三 日本の地域開発政策……………一〇〇

四 地域開発政策に関する諸問題……………一〇五

1 地域開発政策の新局面(一〇五) 2 拠点開発について(一〇六) フランチ・プラン

ントの問題(一〇七) 4 地場産業と第一次産業(一〇七) 5 土地利用の計画化(一〇八)

6 地方制度と住民参加(一〇九)

第Ⅱ部 經濟政策の諸問題

第二章 現代の寡占政策……………藤本保太…二二

一 寡占の理論……………二二

- 1 完全競争と完全独占(または独占)(二二)
- 2 複占・寡占・独占的競争(二三)
- 3 産業の發展段階としての寡占(二七)
- 4 寡占的企業の行動(二七)
- 5 寡占の市場成果(二四)
- 6 わが国の現状(二五)

二 独占禁止政策……………二六

- 1 政策の理念(二六)
- 2 アメリカの場合(二七)
- 3 日本の場合(二七)

第二章 現代の農業政策……………中川輝男…二九

一 はじめに……………二九

- 1 国家独占資本主義の農業政策(二九)
- 2 課題の限定(三二)

二 世界の食糧農業情勢……………三七

- 1 第二次大戦後の概況(三三)
- 1 一九七二年以降の情勢(三四)
- 3 世界の食糧需給の長期見通し(三七)

三 先進資本主義国の農業政策……………三八

- 1 アメリカの農業政策(三八)
- 2 EECの共通農業政策(四〇)
- 3 日本の農業政策(四四)

四 結びにかえて……………四七

第三章 西ドイツの經濟政策……………佐藤 誠…四九

一 社会的市場經濟体制……………四九

- 1 資本蓄積のバターン(四九)
- 2 魔術の三角形と多角形(五一)
- 3 秩序政策・過程政策・構造政策(五三)

二	經濟改革の構図……………	一五
	1 参加と協調のトリアード(一五〇)	
	2 經濟市民と共同決定(一五七)	
	3 共同所有と財形政策(一五八)	
	4 協調行動と共同責任(一五九)	
三	暮らしの質……………	一六
	1 私的消費と公共的ストック(一六二)	
	2 住宅政策の特徴と展開(一六五)	
	3 社会的居住の秩序(一六〇)	
四	構造転換の課題……………	一七〇
	1 エネルギー・技術政策(一七〇)	
	2 投資・雇用問題(一七一)	
	2 市場と国家(一七三)	
第四章	戦後日本の經濟政策……………	一七六
一	民主的諸改革の意義……………	一七六
	——戦後日本經濟政策の枠組——	
二	冷戦下の占領政策の転換と復興期の經濟政策……………	一七七
	——私企業中心体制の確立——	
三	經濟自立と完全雇用をめざす「極大成長」政策……………	一八三
	——昭和三〇年代の經濟政策——	
四	先進国水準への到達と福祉政策の充実……………	一八六
	——昭和四〇年代の經濟政策——	
五	雇用問題の再登場と財政再建……………	一八九
	——ニクソン・石油ショック後の經濟政策——	
六	まとめ……………	一九三
	——戦後日本經濟政策の意義と限界——	

第I部 現代の経済政策（総論）

第一章 経済政策の主体・目的・手段

一 経済政策の主体

1 国家と経済の接点としての経済政策

ここでいう経済政策は、一般的には世界的な発展の下にある資本主義諸国における経済成長ないしは経済安定、または経済的・社会的諸矛盾の解決、緩和のためにとられる経済政策である。したがってここでは社会主義体制の経済政策は取扱わない。

個人であれ集団であれなんらかの行動をとる場合、それを行う主体がなければならぬ。経済政策も当然そうであって、まずそれを行う主体がなければならぬ。現在、経済政策論で政策主体とみなされているのは、国家もしくはその政府である。なぜこれらのものが経済政策の主体になるのか、その理由を考えてみよう。それは遠く経済学そのものの誕生期にまで遡ることになる。元来、政治の物質的基盤を究明する経済政策論として誕生し、発展してきた political economy（経済学）は、アダム・スミス（Adam Smith, 1723～1790）がその代表的著作『諸国民の富』（*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776）で言うように、政治家または立法者の学問の一部であった。経済学は、もともと国富増進の手段を考えるもの、つまり経済学は経世家の学問であったのである。なぜこのようにスミスが経済学を経済政策論として位置づけたかという点、かれの時代に先行し、かつかれ

が人為的な政策として非難した重商主義の経済政策があったからである。この重商主義政策は、まさに「重商主義国家」と呼ばれて、自然な経済行動^{ナチュラル}からではなく、国家によって、人為的に、積極的な政策が採用されていたという経緯があったからである。いま経済政策と国家、経済学と国家の関係を論ずる時、その出発点はジョン・ロック（John Locke, 1632～1704）に置かれるのが普通であるが、かれは前期重商主義の時代から後期重商主義の時代への転換期に生きた人物であり、かれ特有の自由主義イデオロギーで国家論を展開している。このロックの自由主義的・個人主義的イデオロギーの国家観を継承したのがスミスである。有名な「安上りの政府^{チープガバメント}」と呼ばれることばに象徴的に示されているように、国家は、それ自体として問題になるのではなく、政府（government）として、つまり統治（govern）するものとしてその機能する面が重視された。国家は、イギリスで興隆しつつある資本主義経済が自然に自由な運動をする枠組みを外から保障する機能をもつものにほかならず、国防、司法行政、道路港湾の整備などの公共的土木事業にだけ国家の機能が限定された。スミスにあっては国家と経済との結びつきはきわめてゆるやかなものでしかなかった。ところでこのように経済学は「経済政策論」として出発したのであるが、同時にそれは「階級論」としても誕生したことを銘記しておかなければならない。

イギリス重商主義政策に続く、フランスの代表的な経済政策思想の重農主義^{フイジスマン}の理論家であったフランソワ・ケネー（François Quesnay, 1694～1774）は『経済表』（*Tableau Économique*, 1758）を著わし、国民を土地の耕作によって富を生産する「生産階級」、農業上の仕事や労働以外に従事する「不生産階級」、それに「地主階級」にわけて考察している。A・スミスも、文明社会が地主、労働者、資本家の三大階級によって構成されることを述べて、階級関係の存在をかれの経済学的考察に入れている。リカード（David Ricardo, 1772～1823）においてはもっと積極的に主著『経済学および課税の原理』（*The Principles of Political Economy and Taxation*, 1817）の序文で、資本家、地主、労働者の三大階級にわけて分配を論じ、その分配法則を決定することが経済学の課題であるという。商品の分析から出発し「諸階級」論で終るマルクス（Karl H. Marx, 1818～1883）の『資本論』（*Das Kapital—Kritik der*

politischen Oekonomie—, 1867)を頂点とするかれの経済学についてはいうまでもなからう。いずれにしても、経済学の発展は社会階級の解明を基礎としないではなし得なかった。このように経済学的基準による階級関係は、のちに「階級国家論」となりマルクスのいわゆる「唯物史観の公式」にいう上部構造、下部構造をなすものであるが、この下部構造である経済構造の経済過程は、現実には経済外的な、いわば政治的権力によって統治され、規制されざるをえない。そしてそれにふさわしい上部構造としての法規制体系もできるのである。資本主義社会の商品経済は原理的には商品生産の法則、いわゆるマルクスの価値法則をもって律せられる経済過程として運営されるのだが、抽象的にはともかくも現実には国家という一定の領土的、空間的かつ法的な枠組みのなかで、それぞれ歴史的に資本主義経済を発展させてきた。そして歴史が示すように、そこには先進的な資本主義諸国があり、また後発的な資本主義国もある。

ところでいま国家という枠組みのなかで経済過程を発展させてきたといったが、それはあくまでも現象的なことであって、本質的にはその逆である。つまり純粋な経済理論からいうならば、経済過程を通した人間と自然とのいわゆる物質代謝は、ひとかけらの政治力も国家権力も不要である。純粋に商品経済の法則に基づく経済過程は、それだけで自立し、自律してゆく法則を内包するものといってよい。ちょうど自然の法則がひとかけらの政治力も国家権力も必要としないで作用するように。しかし、意志をもった人間の営みによってつくり出される人間の諸々の生活過程は、経済過程を自然の諸法則の作用にまかせ放置しておくわけではないし、それは不可能である。このようにして経済的に有力な支配階級の意識は、政治的に有力な階級意識に転化する。そこに国家が誕生する。

J・ロックと同様スミスにおいても、財産の不平等が国家発生の必然性として示され、国家の役割が社会秩序、ことに所有権・財産権の保護にあったとされていることからわかるように、一部の有産者Ⅱ支配階級の利害が、国家的利害と一致する機構をつくり出すことになるのである。リカードの国家論にしても、ゆきつくところは自由主義的な「安上りの政府」論であって、かれの経済学はスミスの時代よりも一層発達した産業資本の要請に応えるものであった。かれは租税などによって資本蓄積が減殺されることがないよう、自然法的な正義の名目の下に、資本家の利殖の

場を弁護するものにほかならない。つまり資本家階級の利害のためにのみ、自由主義・個人主義の原則に賛成する。

さてこのように経済学の先駆者たちによって明らかにされているように、経済的に有力な階級が、国家権力を掌握し、またそれを利用することは歴史的に明らかなことである。このように、資本主義社会の経済学的分析によって析出される諸階級のうち、国家権力を担う階級はまさに資本家階級である。資本家階級は賃労働関係をなす下部構造の経済過程において、労働力の商品化を通して、すなわち生産的労働者を賃金労働者に転化せしめることによって労働者階級を経済的に支配する。資本家階級による労働者階級の経済的支配はマルクスの価値法則を旋回軸としておこなわれる経済的支配にほかならない。しかし現実には生産手段を生産者から分離し、私的所有権の保護のもとに資本主義的な経済発展を可能とし、それを促進し、矛盾を緩和し解決してゆくためには必ず経済外的な強制力を必要とする。

政治的な支配力を必要とする。それは一種の強制力＝暴力の行使であり、そのために国家が必要であり、政府が必要となる。この強制力の議会的形態が法律である。ブルジョワ的な私的所有権保護の法律は、国家権力の発現形態として強制力をもつことになる。ここに上部構造たる国家が採用するという現象をみせる経済政策が、実は下部構造をなす資本が採用する経済政策であることがわかる。このようにして資本主義の経済政策は、形式的主体は国家中央政府、地方政府（わが国では地方自治体といってもよい）であっても、実質的な経済政策の主体は、まさに資本（＝資本家階級）そのものであるといえよう。

資本主義の世界史的な発展段階——その生成・発展・爛熟期——に則して、支配的な資本の形態をもって経済政策の実質的な主体とするならば、重商主義段階の商人資本、自由主義段階の産業資本、帝国主義段階の金融資本ということになる。マルクスは国家学からの経済学の分離独立を初めて説くという偉業を成し遂げている。スマスをはじめ古典派の経済学者はすべて国家論をなんらかの形で具備していたのも、経済学が経済政策論として誕生したからのことであらう。しかしマルクスは近代市民社会を上部構造と下部構造＝経済過程とに分けることによって、方法的に国家と経済との相互関係を明確に位置づけ得たのである。この点は、現代の経済政策を考察するに当って無視することの

できない、きわめて重要な問題である。われわれが経済政策をもって、国家と経済との接点として重視するのもそのためであり、また今日の経済政策は、とみにこの点への配慮がなければならないことは、つぎに「政策主体の多元化」でべることからも容易に理解されるであろう。「経済政策」と「階級論」を基礎に経済学が成立してきたことから、現代の経済政策論も基本的にはこの点の理解から出発しなければならない。

2 政策主体の多元化

さて、現代の経済政策の形式的な主体が国家・政府であり、実質的な主体が現代資本主義経済の支配的な資本形態である金融資本Ⅱ巨大企業だけであるならば、また国家を階級対立に中立的な公共機関とだけみるならば政策主体に関する論議は比較的簡単に済む。しかし現代の経済政策は、政党の問題と階級の問題を抜きにしては語りえないのが実情であり、いわゆる階級政党の誕生は保守にしろ革新にしろ、そこからまた政策主体についての新しい考察と論議を必要とした。つまり「第三の政策主体」ともいうべき労働者政党または労働組合をふくむ労働者組織が脚光を浴びるのが最近の特徴である。無論、最近といってもそれは両大戦間に西欧に強く現われてきた傾向であるけれども、その起源はやはり初期ドイツ社会民主党（SPD）の古典的な諸綱領に基づくものといってよいのではなからうか。実践的な経済政策ではないとしても、近代ブルジョワ社会の階級対立、根本的には資本主義経済の運動法則のなから、それへのアンチテーゼとして認識される経済政策の体系は、まさに資本主義社会の内部に、それを否定する意図をもった社会主義政党の結成をみたとき原基的に基礎づけられた。資本主義経済のもていま採られている経済政策と、将来においてみずからの経済政策として実現に移されるべきものとして提示されている経済政策という関係がある。最近では資本主義諸国の労働者政党の多くの綱領にこのような問題意識がみられる。

このように従来資本主義の経済体制を支配していた政策主体にとって代って、経済体制を支配していない階級が、全国民経済的な経済政策綱領を携えて新しい経済政策の主体として運動を開始していることを無視しえない。これま

で述べたように、経済政策の実質的な主体として資本家は資本主義の発生と共に長い歴史のなかで政策決定の指導権をもち、それは国家政府のとり、ある時は積極的な、またあるときは消極的な社会政策として実施された。しかし一九世紀末から二十世紀にかけて、資本主義国につきつぎに結成された労働者政党は、労働者階級の政治的代表としてみずからの経済政策を提示することになり、特に第一次大戦後はその傾向が強かった。一九一七年のロシア革命は、この傾向に更に拍車をかけることになり、いわゆる資本主義の全般的危機の時代を招来する。第二次大戦以後の戦後民主化体制はその傾向を一層強めた。経済的下部構造は、当然この危機意識を強めつつある体制的な上部構造から一定の反作用を受けざるをえなくなる。また逆に体制的な上部構造は、第一次大戦の戦中・戦後に進んだ労働者階級の組織化と、政治的・経済的同権化によって、もはや金融資本のみによる体制の組織化は困難となった。この同権化、民主化が浸透しその相互作用によって醸成された新しい国民経済的諸要求の強い圧力を受けることになる。そうなる と当然、従来の支配的な政策主体は、これらの要求や運動をも包摂し、つまり労働者階級の支持を得ることによってのみ、その体制としての組織的統合を可能にする経済政策を実施しうるのみである。今日保守政党の経済政策も、社会主義政党のそれも極めて似通ったものになってきている事実は、如実にそのことを示している。これを国家独占資本主義のもとでの社会主義政党の体制内化ということもできようが、より積極的に既存の経済政策主体にとってかわる政策主体出現の可能性と現実として評価したい。これはかつてヒルフェディング (R. Hilferding, 1877~1941) がのべたように、プロレタリアートの経済政策は、単に労働条件の改善の闘いに止まらず、労資の階級対立に基づく経済政策をめぐる闘争に発展し、労働者政党の政策は、全労働者の階級的利害をその全体において代表することにつとめる政策となるのである。現在の国家独占資本主義が、最も高度な独占支配の形態であり、資本主義体制の維持と存続のための体制でありながらも、同時にそれは新しい経済体制への過渡期をなしているという矛盾——あるいは二面性は、この新しく生まれつつある経済政策主体の出現からも説明することができよう。労働者階級を中心とした革新政党の経済政策綱領を軸に展開される反独占・民主主義擁護の多面的かつ計画的な闘争と運動の現実がこれを明示し

ている。いわゆる「変革の経済政策」のイニシアティブをとる政策主体が新たに付け加えられるであろう。ヨーロッパ諸国では、政府と独占資本の二者でなく、労働代表を加えた三者協議機関の設置が政策決定のチャネルとして現われており、労資協調的なものであったがオランダの連立政権や、マルクス主義的なイタリアの「構造的諸改革」などもその例証といえる。スウェーデンでは、社会民主労働党と労働組合総同盟（LO）の共同発表になる「労働綱領」が同じく戦後の経済政策に大きな影響を与えている。いずれも、民主主義という柔構造のなかで国家独占資本主義的国家の上部構造は、階級国家としての本質を保ちながらも、次第にその変容を迫られているようにみえるのである。ひるがえってわが国の場合、ヨーロッパ資本主義諸国の動向とは歴史的にも、質的にもかなり異なっており、たとえ「経済大国」にはのしあがっても、「変革」は無論のこと、少なくとも一般的な「福祉国家の理念」達成にもほど遠いのが実情である。

二 経済政策の目的Ⅱ目標

経済政策の目的を論ずることは、経済学がそもそも経済政策論として誕生してきた歴史からいって、これまでの代表的な経済理論の中身について論ずることと同じくらいに、多種多様にのぼることであって、到底ここでは述べえないし、またその必要もあるまい。そこで経済政策の総論的な理解を得ればよいという観点から、問題を限定して、かつ常識的な、客観的根拠を離れた抽象的政策目標についても一切省略して述べることにしよう。

1 伝統的な目的論

もともと経済政策が政策主体によって策定され採用されるからには、そこでの経済生活に対して一定の方向を与え、特定の効果をもたらすことを目的とすることはいうまでもない。前にのべたように、元来ポリティカル・エコノミー

として誕生した経済政策は、国富の増進を目的としてもっていた。そこでまず、経済政策（Ⅱ社会政策）論で伝統的な目的論といわれてきたもの、あるいはこれまで特に経済政策（Ⅱ社会政策）論的認識の方法論上問題となった目的論についてのべることから始めよう。

ドイツの新・旧歴史学派は資本主義の後進国ドイツの経済的利害にとらわれ、またそれを踏まえた上でイギリス古典派経済学の政策論に対抗するものとして生まれた、極めて政策論的な経済学であった。つまり経済理論としては大要弱い経済学であった。歴史学派はイギリスの重商主義政策も、同じく自由主義政策をも超越した経済政策（Ⅱ社会政策）論として誕生したものでその意味で伝統的と称しうるのである。このうち新歴史学派が中心となって一八七三年結成した「ドイツ社会政策学会」Verein für Sozialpolitikの創立者でありかつその代表者であったグスターフ・シュモラー（G. v. Schmoller, 1838～1917）は、社会政策Ⅱ経済政策の目的を新・旧中産階級の維持と創設においた。かれは国家の本質を、高度な倫理的協同体とみ、全体が部分を支配するように、有機体がその肢体を支配するようなものであると考えている。この「国家有機体説」によってかれは自分の経済学を倫理化する。その社会政策は一方で自営農民の維持・創設であり、他方では労働者の熟練労働者化であり、さらに熟練労働者を中産階級化し、中産階級の社会層の維持と強化によって資本主義社会の対立と摩擦の緩和を企図したところにその本質がうかがわれる。かれの究極的な政策目的は、人間生活における最高の価値であるところの倫理価値Ⅱ倫理的価値判断、倫理的規範が、全文化的世界の歴史的發展とともに統一的・客観的なものとなり、そこから「共同の善」（Gemeinwohl）という抽象的・観念的な政策目的の実現を導き出す。つまり「経済学の倫理化」であり、規範科学としての政策論を主張する。

このような倫理的・規範的政策目的をシュモラーが提唱した背景には、普仏戦争後次第に国内経済の統一を達成しつつあったプロイセン・ドイツの現実があったことを忘れてはならない。近代国家として統一したドイツ経済は、当面する社会問題、労働問題、農業問題が非常に多かった。工業の発展は必然的に都市や農村の手工業、家内工業の没落を必至とし、ドイツ統一以前既に結成されていたドイツ社会民主労働者党の存在はドイツ労働者運動を最初からか